

別紙 1 - 1

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 UMURGAZIN Nursultan Ravil Ogli

論 文 題 目

INDEPENDENCE OF THE LEGAL PROFESSION AS A CIVIL
SOCIETY INSTITUTE IN UZBEKISTAN: COMPARATIVE
ANALYSIS WITH JAPAN AND THE USA

(ウズベキスタンの市民社会の機関として弁護士制度の独立性：日本及び米国との比較分析)

論文審査担当者

主 査

名古屋大学大学院法学研究科教授 藤本 亮

名古屋大学大学院法学研究科教授 佐藤 史人

名古屋大学大学院法学研究科教授 COLOMBO Giorgio

論文審査の結果の要旨

別紙 1 - 2

1. 本論文の概要

UMURGAZIN Nursultan 氏の論文は、ウズベキスタンにおける市民社会組織としての Legal Profession（本論文では在野法曹たる有資格弁護士（Advocate とその組織たる弁護士会）のみを指す）の独立性の問題を分析するものである。特に、司法当局と弁護士・弁護士会の制度的関係、弁護士の資格取得と懲戒手続きという 3 つの根幹に関わる問題を検証している。

第一章「イントロダクション」では、まず研究の背景として、ソビエト期、1992 年の独立からの初代大統領の時代、2016 年以降の第 2 代大統領の時代に区分して、制度的な特徴を概観している。ウズベキスタンにおいて国家当局が弁護士（会）を統制する傾向は、ソビエト法体系の形成の初期段階において形成された。法曹界から独立性を奪おうとする試みは、主にソビエト国家の政治指導者による弁護士に対する個人的な敵意から行われたものである。弁護士の独立性、自由な発想、知性、高い精神文化は、労働者階級の権力者の憎悪と怒りを呼び起こしたのである。1991 年のソ連邦崩壊・独立後、ウズベキスタンは弁護士の独立性を高めるための施策を講じてきたが、国家からの独立性については、学者・実務家・国際社会の間でいまだ活発な議論が行われている。

本研究の目的は、先進国への移行を目指すウズベキスタンの過渡期社会において、独立した弁護士・弁護士会が必要なのか、それともやはり公益のために司法当局の強い統制が必要なのかを明らかにすることにある。

2016 年に新しい大統領が誕生した後、法制度全体が大きな変革に直面し、弁護士（会）も除外されることはなかった。しかし、法律専門職に関する改革の必要性は認められるものの、それらは不規則であり、基本的な方向性が明確になっていない。

このような曖昧な改革の顕著な原因の一つは、ウズベキスタンの法曹界に関する現

在の研究が、方法論、理論、実証的背景の不足に直面していることである。本論文は、ウズベキスタンにおける弁護士（会）の独立性について、他の法執行機関の一部として安易に検討する分析とは異なり、この問題について綿密な比較分析を行い、学術的な議論を補完し、国の特性を考慮した上で国際的な経験を適切に実施することによって状況を改善することを目的としている。

本研究は、比較分析を主な方法としている。対象国は日本と米国で、法体系が全く異なり、法律家という職業の理解に対する姿勢も異なる。日本では、弁護士は社会の奉仕者であり、人権を守り、社会正義を実現することが使命とされている。日本の制度にはウズベキスタンと異なる点も多々あるが、ウズベキスタンと同様に法典国であり国家の一元編成を堅持している。何より法曹界の高い自治を維持しており、ウズベキスタンの次の改革ステージのロールモデルとなり得る。一方、米国では、弁護士は第一義的に司法に忠実であり、裁判官も歴史的に弁護士から裁判所への忠誠を期待されてきた。コモンローと連邦制を基盤とする米国の法制度は、ウズベキスタンとは異なる。しかし、米国の経験は、ウズベキスタンの弁護士（会）における最近の改革において模範とされた。従って、本研究においても、比較の観点から、米国のアプローチは高い関連性を持っている。また、ウズベキスタンは法曹界の独立性に関するデータや資料の透明性・アクセス性に課題を抱えていることから、本論文の研究手法は、法曹界に関するウズベキスタン研究の脆弱な方法論的背景の強化に貢献するものであるとする。

第二章「現代社会における弁護士の独立の諸類型」では、「弁護士の独立」という概念の曖昧さを排除するため、先行研究と分析対象国（ウズベキスタン、日本、米国）の制度比較により、弁護士の依頼人ならびに公衆たる第三者という社会からの独立の問題と、司法省などの司法行政機関、裁判所、検察庁という国家機関からの弁護士・弁護士会の独立という2種類の法曹の独立性を分析している。先行研究では司法当局

や司法機関からの弁護士の独立性に関する研究は弁護士と国家の問題に関わるものが多いが、本証の研究はこの問題が弁護士と国家の問題だけでは分析できないことを明らかにし、特にウズベキスタンのシステムにおいては、市民組織である弁護士会が社会と国家をつなぐ役割を担い、両者の権限を有していると考えられるからである。弁護士の独立性を考察するには、社会・弁護士（会）・国家という図式で、弁護士（会）の独立性の機能に焦点を当てるといふ理論的な結論が提示された。

第三章「弁護士と市民社会」においては、「社会、市民社会、弁護士」に注目して考察を進めている。啓蒙思考にまで遡った「社会と市民社会」の理論的検討により、市民社会は国家から権限と独立性を委ねられ、それが最終的に社会と国家の双方の発展につながることで、弁護士を中心とする市民社会は国家の恣意性に抵抗する重要な役割を果たすことが期待されていることを示した。この観点でウズベキスタン、日本、米国のそれぞれの市民社会と弁護士の関係性について周到な歴史的な分析を行っている。少なくともウズベキスタンの法律では、弁護士（会）は国家とは対極にある市民社会の一員であると考えられているので、弁護士（会）が公益目的のために人々の権利と自由を保護する機能を適切に果たすためには、弁護士が一定レベルの独立性を有することが必要であることは明らかである。その際に日米の対照的な社会・法曹複合体構築のアプローチが参考になる。日本では法曹の自律性を高めるという社会寄りのアプローチをとっており、米国では法曹を統制する最適な政府機関を模索するという国家寄りのアプローチをとっている。

第四章「国家と市民的機構として弁護士～日本と米国からの示唆」では、弁護士（会）の国家からの独立性について、制度上の関係、資格付与、懲戒プロセスの3つの観点でウズベキスタン、日本、米国についての歴史的な分析を行っている。この分析に基づき、ウズベキスタンが取るべき方向性として以下の3点を示した。第一に、組織面では、ウズベキスタンの弁護士会の人事において司法当局からの完全な独立を実現

し、旧ソビエト時代の法務省による弁護士（会）への「援助」体制を根絶する必要がある。これは日本の経験が参考になる。第二に、ウズベキスタンにおける法曹養成の領域では、現在、懲戒と養成が同一の資格審査委員会によって管理されているため、養成プロセスを処理する独立した委員会を創設することが必要である。さらに、弁護士（会）の独占を排除し、法分野における相互牽制システムを維持し、社会における弁護士の地位を向上させるためには、このプロセスを他の政府機関と関連付け、あるいは司法が主導する必要がある。第三に、懲戒領域では、専門職の高い質を維持するために、弁護士会が独立してそのプロセスを処理する必要がある。弁護士会および地方弁護士会に、弁護士の職務上の行為を監督する独立した懲戒委員会を設置する必要がある。

第五章「結論」では、本論文の意義として、第一に、国家と社会の双方との関係において、法曹の独立性の問題を具体的に分析し、市民社会の一因としての独立した弁護士（会）が国家権力に対抗して権利を適切に擁護することで、弁護士が過渡期ウズベキスタンの公共善の推進を主導できることを主張したこと、第二に、ウズベキスタンにおける先行研究が法執行機関という文脈で法曹の独立性の問題を部分的に扱っているのとは異なり、本研究ではウズベキスタンの実際の問題点や改革、国際レベルでのこの問題に関する最新の議論について、綿密な分析を行ったことを指摘する。政府活動の透明性が促進されつつあり、研究者の活動も活性化しつつあるが、ウズベキスタンにおける法曹界の領域に関するデータや実証的な背景が不足しており、それゆえにこのテーマはウズベキスタン国内ではほとんど発見されていなかったことをあげる。この研究は発展途上国や体制移行国に広く適用可能であることに触れつつ、残された課題として、裁判における検察官と弁護士の対審構造、弁護士の依頼人や公衆からの独立、弁護士の専門家としての成長、弁護士個人の弁護士会からの独立、弁護士（会）の他の市民社会組織・団体との相互関係などが指摘されている。

2. 本論文の評価

本論文は、弁護士の社会的機能について、先行研究を検討した上で「(市民) 社会- 弁護士 (会) - 国家」という理論枠組を精緻化し、弁護士制度・資格付与・懲戒システムを取り上げて、ウズベキスタンを中心に、日本と米国を比較対象として、包括的に検討した論文である。

比較法社会学上の弁護士研究の理論枠組として、統制と保護 (特権付与) の両モメントを内包する、国家権力と法律家 (組織) の間の複雑で動的な緊張関係は国・地域ごとに多様な制度とその運用実態を生じせしめている。それゆえに具体的に特定の国・地域の弁護士や法曹にかかる政策を論じる際には、ややもすると近視眼的な視点にとどまり、ある政策提案ないし政策批判を可能としている学術的理論的地平に論及しないまま、部分的制度的な分析にとどまる傾向もある。その点で、本論文は、法律家カテゴリーを整理した上で、社会主義からの体制移行国たるウズベキスタンを対象とし、その「市民社会」発展という社会的課題を正面から受け止めつつ、弁護士論・法律家論、特に弁護士の独立の意義についての理論的な問題にも取り組んだ点で学術的に貢献しているという点で評価できる。

第三章で分析されているウズベキスタンの市民社会は、人脈と新自由主義を導入しようとする政策とともに *communal society* に支配されている点を指摘している。国家は民間組織の活動する領域を広げているが、政府に統制された市民領域という異なった公共善の姿が示されている。

ウズベキスタンの制度紹介自体は、近年ある程度政府情報公開が進展しているとはいえ、まだまだ関係資料へのアクセスが制限されている中、歴史的に段階を追って可能な限り周到に行われており、とりわけ独立後の展開についてはこれまで包括的に紹介されることが少なかったことから情報自体として有用なものとなっている。

比較対象としての日本と米国は理念的あるいは制度的にウズベキスタンとは対照的な制度であり、それゆえに比較対象として適切である。両国制度の分析は、第3章の市民社会と弁護士の関係と第4章の国家と弁護士の関係という本論の理論枠組に沿った2つの側面から整理されている。それらの分析も近代国家型世紀以降をたどり、ていねいに行われている点は、評価できる。

以上、理論面において社会科学的視点でもって分析枠組を設定し、ウズベキスタンと日米両国の制度について歴史文脈的分析と比較を行い、ウズベキスタンの弁護士制度のあるべき方向性を示唆している点で優れている。

このように明晰に焦点を絞った分析を行っている点は高く評価されるが、論文の射程が明確であるがゆえに、本稿での議論の限界も明らかとある。本論文の議論の残された課題として、結論では、弁護士の独立についての分析が国家機関、具体的には司法省と裁判所との関係での分析に重きを置かれている点が、裁判手続上での弁護士と検察官の対審的關係性、依頼人や第三者からの独立、弁護士を含む法律家の養成課程、弁護士個人の弁護士会からの独立や他の市民社会組織と弁護士（会）の関係などの点が指摘されている。それらに加えて（1）市民社会論の理論的分析が、古くは労働者の自主管理運動や1980年代以降のユーロ・コミュニズムのベースとなっている国家と市民社会の理論（ex. 社会構成体論）についての議論の関係で掘り下げがさらに可能である点、（2）ソビエト解体後、30年が経過し、旧社会主義諸国では法規範レベルでは弁護士統制制度が整備されていることを踏まえ、法曹養成制度と職業倫理ならびに懲戒手続き等の点では運用面にまでさらに目を配った分析の掘り下げが可能である点があげられる。

しかし、このような課題は、本論文がその議論の理論的枠組を自覚的に組み立てた上で行っていることの反映でもあるので、本論文の意義を否定するものではない。

3. 本論文の判定

本論文は博士（比較法学）の課程博士論文として提出されたものであるので、当該学位の判定基準に沿って判定を行った。前節で評価してきたように、本論文は、**A.** 体制移行に伴う法整備支援についての実務的・理論的課題の発見・解決に貢献しており、**B.** 主として比較法学的手法によっており、**C.** ウズベク語、ロシア語、英語の文献に広くあたって議論を進めおり、**D.** 明確な問題の設定を行い知見に基づいて説得力ある回答が示されており、**E.** 体制移行国たるウズベキスタンを対象として、啓蒙思想以来の市民社会論の文脈で弁護士の独立の意義を論じた点で独自性が認められ、**F.** 論理的に堅固であり、予想される批判への反論にも言及している。したがって、審査委員会は全員一致をもって、本論文が博士（比較法学）にふさわしい論文であると判定する。